

別紙 4

性状の分析を行う設備

項 目	主 要 な 機 器	分 析 方 法
水素イオン濃度指数	ガラス電極 pH計	・ JIS K0102-1の12
アルキル水銀化合物	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②アルカリ熱イオン型又は炎光光度型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第1号下欄
水銀又はその化合物	還元気化装置付原子吸光分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第2号下欄
カドミウム又はその化合物	①フレイム又は電気加熱原子吸光分析装置 ②ICP発光分光分析装置 ③ICP質量分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第3号下欄
鉛又はその化合物		・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第4号下欄
有機燐化合物	①アルカリ熱イオン化又は炎光光度型検出器付ガスクロマトグラフ ②分光光度計又は光電光度計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第5号下欄
六価クロム化合物	①(光電)分光光度計又は光電光度計 ②フレイム又は電気加熱原子吸光分析装置 ③ICP発光分光分析装置 ④ICP質量分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第6号下欄
砒素又はその化合物	①水素化物発生装置付分光光度計又は光電光度計 ②水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ③水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ④ICP質量分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第7号下欄
シアン化合物	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアン化物イオン電極付電位差計 ④イオン濃度計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第8号下欄
P C B	①捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②ガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第9号下欄
トリクロロエチレン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第10号下欄
テトラクロロエチレン	②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第11号下欄
四塩化炭素	③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第13号下欄
1, 1, 1-トリクロロエタン	④ヘッドスペースー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第17号下欄
1, 1, 2-トリクロロエタン	⑤ページ・トラップー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第18号下欄

項 目	主 要 な 機 器	分 析 方 法
ジクロロメタン		・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第12号下欄
1, 2-ジクロロエタン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第14号下欄
1, 1-ジクロロエチレン	②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第15号下欄
シス-1, 2-ジクロロエチレン	③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第16号下欄
1, 3-ジクロロプロペン	④ヘッドスペースー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第19号下欄
チウラム	紫外吸収検出器付高速液体クロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第20号下欄
シマジン		・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第21号下欄
チオベンカルブ	ガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第22号下欄
ベンゼン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④ヘッドスペースー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第23号下欄
セレン又はその化合物	①水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ②水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ③ICP質量分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第24号下欄
1, 4-ジオキサン	①四重極型、磁場型又はイオントラップ型検出器付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第34号下欄
引火点	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器	省令の規定なし (・危険物の性状及び試験に関する省令(平成元年自治省令第1号) ・JIS K2265-1(2006)から ・JIS K2265-4(2006)まで)

注1) 機器名の前に①～⑤の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。

注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であること。

注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある

注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。

注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。